

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成18年3月20日から施行する。 (経過措置) 第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の窪川町介護保険条例（平成12年窪川町条例第16号）、大正町介護保険条例（平成12年大正町条例第16号）又は十和村介護保険条例（平成12年十和村条例第15号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。 2 施行日の前日までに合併前の条例の規定に基づいて課した、又は課すべきであった保険料については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項にお	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の窪川町介護保険条例（平成12年窪川町条例第16号）、大正町介護保険条例（平成12年大正町条例第16号）又は十和村介護保険条例（平成12年十和村条例第15号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3 施行日の前日までに合併前の条例の規定に基づいて課した、又は課すべきであった保険料については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。 (延滞金の割合の特例) 5 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項にお

改正後	改正前
において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 <u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）</u> <u>第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。</u> <u>（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者</u> <u>（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の</u>	て「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

改正後	改正前
<u>生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの</u> <u>ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上</u> <u>イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</u> <u>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</u> <u>（1） 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</u> <u>（2） 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</u> <u>（3） 減免を必要とする理由</u> <u>3 第1項の規定による減免をした場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められる者」とあるのは、「必要があると認められる者（附則第4条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。</u>	